



2008年4月1日 第2008-32号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

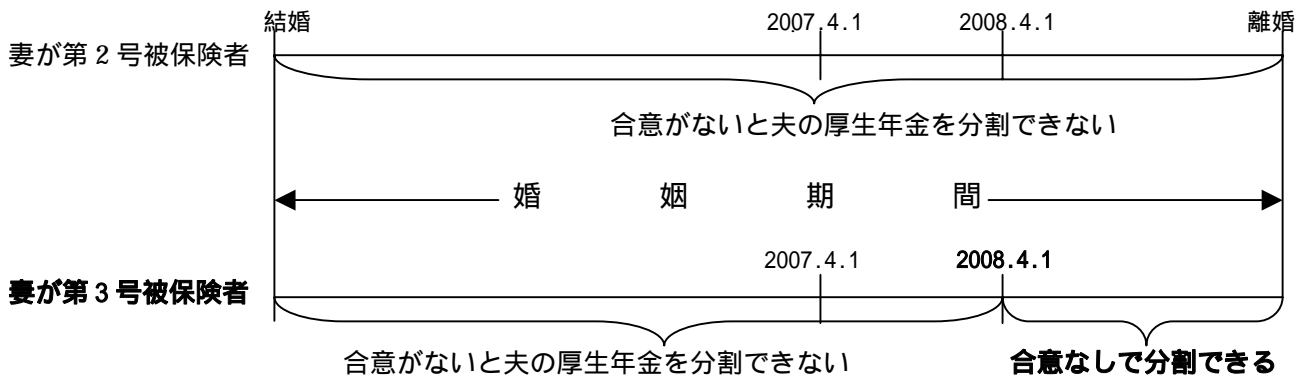
E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

## 4月1日から変わります！その

### 離婚時の年金分割その2（厚生年金保険法）

2007年4月から、離婚をした場合、婚姻期間中の厚生年金被保険者期間の保険料納付記録を分割できるようになりました。ただし、離婚する当事者間の合意がなければ分割できません。2008年4月1日以降の離婚は、配偶者が第3号被保険者ならば、2008年4月1日以降の期間は合意なしで分割することができます。

離婚時の年金分割は、保険料納付記録の多い方が少ない方へその一部をあげるということです。ここでは、多い方を夫、少ない方を妻とします。



### 改正パートタイム労働法

#### 改正ポイント

1. 労働条件の文書交付・説明義務（努力義務 義務化）  
 労基法の義務に加え、退職手当・賞与の有無について文書の交付等による明示を義務化（違反は 10 万円の過料）  
 安全衛生や職業訓練等については引き続き努力義務
2. 均衡のとれた待遇の確保の促進 - 働き・貢献に見合った公正な待遇の決定ルールの整備 -  
 通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いを禁止する。  
 差別的取扱いの対象は、賃金・教育訓練・福利厚生。  
 以外の短時間労働者についても均衡のとれた待遇を確保する。
3. 通常の労働者への転換の推進  
 以下のいずれかの措置を講ずる義務を事業主に課す。  
 通常の労働者の募集に関する情報をすでに雇用している短時間労働者に提供する。  
 通常の労働者を新たに配置する際に、応募の機会を短時間労働者にも与える。  
 通常の労働者への転換のための制度（試験制度等）を設ける。
4. 苦情処理・紛争解決援助  
 事業主が苦情の申出を受けた場合は、自主的に解決するよう努力義務を課した。  
 紛争が生じた際は、男女雇用機会均等法に規定する紛争解決援助（都道府県労働局長による紛争解決援助、機会均等調停会議の調停）と同様の仕組みにする。